

才ニ面福生町議会定例会々議録

昭和三十三年六月二十七日才ニ面福生町議会定例会と福生町役場に招集した。
一出席した議員は次の通りである。

才一番	田村利一	才二番	渡井	明	才三番	中西虎堂
才四番	瀬古清生	才五番	村尾四郎	才六番	米泉	薫
才七番	中森与一	才八番	西村光人	才九番	石川信義	
才十番	山下幸三	才十一番	森田誠重	才十二番	並木	秀
才十三番	清水与市	才十四番	升上	頼太郎	才十六番	誤衆美知
才十七番	石川常太郎	才十八番	村尾種吉	才十九番	飯野富十郎	
才二十番	森田昆一	才二十一番	高橋三郎	才二十二番	大久保一	郎
才二十三番	高橋彦市					

地方自治法才百二十五条の規定により会議事件説明のため出席した者は次の通りである。

町長 秋山誠一 助役 川窪金吉 収入役 大野忠一

總務課長 貫井 忠代次 税務課長 高水 求 民生課長 森田 猛
土木課長 橋本 孝 到 水道課長 眞田 眞 産業課長 町田 倍 二
教育長 橋本 兵五郎

一本会の書記は次の通りである

書記 上野 重勝 言 記 生子 国利

一 会議事件及び議事日程は次の通りである

日程才一 特別基本財産積立金繰入について

(議案才四六号)

全才二 昭和三十三年年度福生町歳入歳出追加更正予算

(議案才四七号)

全才三 福生町国民健康保険運営協議会委員委嘱について

(議案才四八号)

全才四 請願書の受理について

一 議 長(田村利一) 午後二時十分才二固定例会を開会いたします。

日程才一 特別基本財産積立金繰入について

(議案才四六号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一 書 記(上野重勝)

朗 読

一 町 長(秋山誠一) 才四六号議案については三十三年年度予算において才二小学校増

額資金として積立てあった特別基本財産も予算化するため一般会計に組み
れて増額を早急に実施したい考えであります。

一 議 長(田村利一) 本件について質疑及び意見はありませんか。

一 才四番(瀨古清吉) 才二小学校の建設方針について説明願いたい。

一 町 長(秋山誠一) 夏休み中に実施できれば児童に対する影響も少いので早
急に実施したいと思っております。

一 議 長(田村利一) 議案才四六号について異議ありませんか。

異議なし

一 議 長(田村利一) 議案才四七号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程才二 昭和三十三年年度福生町歳入歳出追加更正予算 (議案才四七号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一 書 記(上野重勝)

朗

読

一町

長（秋山誠一）議案第四七号を説明します。これはオニ町の追加更正予算で歳入については、町税において自動車荷車税が廃止され、新しく軽自動車税が設けられ、町たばこ消費税の率が $\frac{1}{2}\%$ 上がった。この結果約五九万円の増額となった。軽自動車税は都で扱っていたものを町に移管となったものであり、たばこ消費税では煙草売上額の $\frac{1}{2}\%$ の税率であったものが $\frac{1}{2}\%$ と $\frac{1}{2}\%$ 上がった。この結果増収されるものであります。

又先に議決されたオニ小学校積立金の予算繰入分五〇〇〇円、昨年度繰越金一〇〇〇〇円を加え歳入合計は、八三、七〇〇円となります。

歳出においては役場費において恩給退隠料七〇〇〇円、これは退取した前収入役分が収入役として任期三期及びそれ以前一般取として勤務した年数のも含めた退職金、又新収入役については一般取を退取するのでその分を併せたものであります。

消防費については当初予算に漏れた消防自動車の保険料を追加しました。

教育費ではオニ小学校々舎の増築関係で、大教室に入口を二ヶ所、延一八〇坪、防火壁一ヶ所、便所一戸の構想であります。建築費はオニ小学校と同じ坪単

価で計算され、水道工事費も含めて五二〇〇〇円となっております。

産業奨励費では、市の議会で承認された凍霜害対策の管付金の利息補給を計上し、化して三六万五千円を計上した。

当予算不足の場合の補填として予備費を増額提議して合計六六三、七〇〇円となつております。

一議

長（田村利一）総務委員長より、本委員会の審議を経て説明願いたい。

一総務委員長（大久保一郎）総務委員会は審議の結果、本案通り承認してあります。ので本会議においても宜しく審議決定を願いたい。

一オニ番（山下幸三）自動車荷車税が廃止され、たばこ消費税が増徴されたが、これについて他町村ではたばこの売上をかけたための奨励の方法をとっており、当町は交通の便もあり、今回は非常に結果となるが、町民が他でたばこを購入しないよう町として何か対策はあるか。

一町

長（秋山誠一）たばこ消費税は自然にはいつてくる人であり、今回それが増額となりますが、人口の多い都市では売上も多く、当町も相当額あるが、町として

町内で購入するように工夫したいと考えます。

一才四番（瀬古清吉）凍霜害の利子補給につき某地方紙に書かれた記事によると、協が直接補給するような感じの記事があり、このようなことは一紙の誤解を受けるので事務局は注意されたい。尚、この件につき報道関係からの照会があったか。

一書 記（上野重勝）凍霜害の利子補給に関する新聞関係からの問合せは全然ありません。尚、その林なことに付ては今後注意します。

一才三番（中西虎造）才一小学校給食室の予算五万五千元について内容も説明願いたい。

一町 長（秋山誠一）才一小学校給食室は改造も実施する考であります。

頭初予算に五万五千元が計上されているが、現在ミキサーはこれに付いているので、分校のものも使用しているが、この点も考慮して改修をいたしたい。

一才三番（中西虎造）給食室は改修でなく新築されるよう希望する。頭初に五万五千元の予算が計上されているので、今少し奮発して改修でなく新築とするようにされたい。次画までに御検討願いたい。

一町 長（秋山誠一）先程申し上げたように才一小学校からの要求は改修と云うことで申入れがあったので、更に検討してきます。

一才三番（中西虎造）才一小学校の給食室は改修と云うことでなく、新築と云うことで願いたい。五万五千元の予算があるので、今少し奮発して改修でなく新築するよう、次画の議会までに御回答願いたい。

一町 長（秋山誠一）先程申し上げたように才一小学校から改修と云うことで申入れがあったので、そのことに付ては尚検討しておきます。

一議 長（田村利一）議案才四七号について異議ありませんか。
異議なし。

一議 長（田村利一）議案才四七号は異議ないので、採決通り決定いたします。

日程才三 福生町国民健康保険運営協議会委員を囑について

（議案才四八号）

一議 長（田村利一）本件も上程いたします。

一書 記（上野重勝） 朗 読

一町 長（秋山誠一）国保の運営委員は医師代表三名、被保険者代表三名、公益を代表するもの三名の入名であり、このうち四名が任期満了となり

ますので厚生委員会に諮り提案の通り承認を願うのであります。

一議 長(田村利一) 議案才四八号について要議ありませんか。

異議なし

一議 長(田村利一) 議案才四八号は要議ないので原案通り決定いたします。

一才四番(瀬古清彦) 目下行なわれようとしている教職員の勤務評定の実施に關し福生町議会として賛成決議をするよう勧諭を提出します。

才九番(石川信義) 右勧議に賛成いたします。

一才十一番(森田誠重) 唯今の勧議に賛成します。

一議 長(田村利一) 唯今の才四番議員の勧議は所定の賛成者がありますので本件も議題といたします。書記に決議案を配付いたさせます。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一才四番(瀬古清彦) 勧議提案者として説明を行います。

学校教職員の勤務評定について是非かの問題であります。既に国において実施を決定され、福生町教育委員会もこれに基づいて実施を決定してあ

りますので法治国家として法で定められた以上当然これは守られなければならぬ。然しながら今後教育委員会として実施してゆく上にお

いて色々難しい面もあり、町議会としても実施を目前にしてはつきりした意思を表示しておくことも必要と考える本勧議を提出した次第であります。

一才十二番(大久保一郎) 勤務評定の実施問題については過日の總務委員会において田村議員より提案されております。然しながらこれについては議員

としても未だ研究不十分であり、内容について更によく研究しその後において賛成か或は反対かの態度も決定することが望ましいので總務委員会とし

ては本問題に詳しい講師等呼んで研究することになっております。

私としても同様の意見であり、今日の議会において決定することには反対をいたします。

一才十一番(山下幸三) 日本国の法律に基づいて実施されるものであり法治国として

当然にこれは実施されなければならぬ。曰教組が実施について反対の猛運動を行っているが、教職員各位は單なる肉体的労働者とは異なり、教育指導者としての立場にあり慎重な態度を望むものであり、他面教職員は公務員とい

う立場にありながら関係の深い会社の重役会に名を載せているものもあり甚だ遺憾に思うものである。勤務評定については現在如何なる取場においても実施されており、先生だけが例外と云うことはあり得ない。先生方は立場を考へ徒らに反対のため争うと云うことは不可解である。法に不備があるとするならば法を施行した後において詰合のうちに修正してゆけばよいのである。以上のような考へから私は賛成に署名した次第である。

一オ十三番（大久保一郎）勤務評定については昭和三十五年地方公務員法施行当時その四十条にありて既に規定されていたにもかゝらず何故に今まで実施されなかつたか、それとこれにおいて猛反対をおかしてまで実施しなくてはならない理由がどこにあるか。私は甚だ疑問とするものであつて反対する先生方の意見を聞き、又教育委員会関係者の意見を聞いてその上で納得がゆくなら賛成いたします。

勤務評定の賛成反対については議員の皆さんも解りないこと、思うので本日決議することは後日に悔を残す結果となると考えます。

一オ十四番（瀬古清重）勤務評定の実施に反対する先生方は何故反対するのか、わからぬ。勤務評定は一つの組織の中にある以上当然である。それを先生方が一級労働者と同じように斗争することは甚だよくない。このような先生方に子供を預けておくことは非常に危険であり父兄として寒心に堪えない。なればこそ勤務評定の実施も尚更必要である。

一オ十五番（大久保一郎）この問題は口教組がどうであるとか、或は政党がどうであるとか云うことでなく果して勤務評定を実施した場合結果がどうなつてやうかと云う見通しの上に立つて論議すべき問題であつて、この点我々はむづとよく研究しその結果結論を出すべきで本日議決することについては反対するものである。

一オ十六番（山下幸三）勤務評定の実施については現段階においては父兄において不承してどうであるか、と云うことは解らないと思う。今考へらることは戦争中或終戦後において採用された先生の質の低下と云うことも云えるのでこれについて子供を預けておく親としては安心出来ない様であります。又一面においては非常に危険である。その後に於いて検討を加へ不備な点は徐々に修正非実施を願ふものである。

を加えてゆくことがよいと考える。

一才四番（瀬古清志）私の云わんとする考を才十一番議員が説明してくれましたが、要は法治国家として法により行なわれる勤務評定であるから当然実施すべきで決議案について決定されるようお願いする。

一才三番（大久保一郎）今少し検討してから決議したと思います。現段階は国の問題として論議されているのであつて町議会として本日決定しなくてはならない情勢ではないと考えます。

一才十一番（山下幸三）唯今まで三名の議員の意見は拝聴いたしました。他の議員各位の意見も発表願いたい。

一才三番（中西虎吉）私の意見としては、学校からの連絡によつて知つていゝのであまり関心も持っていなかつた。学校の先生の勤務反対の態度や、政府がどうしても実施しなくてはならないと云うことは私としてははつきり決定できない。又それは勤務評定実施について詰合うともなつてゐる。学校の先生の云うには、勤務評定が実施されるとお互に批判的になり難しい面がある。と云う。又子供に対しても評定が知れる場合に悪い影響を與へることになる」とも云つてゐる。然し私は政治的斗争も抜いて考へた場合、勤務評定の実施は必要と考えるので賛成いたします。

一才十一番（山下幸三）本問題は重要であるから一応協議会に切換えて審議することゝいたしたい。

一才四番（瀬古清志）大部分の議員は賛成に署名してゐるので本会議において決定をされる。

一才十一番（山下幸三）充分に審議して決定すべきと考へ協議会に切換へよう。発言した次第です。

一才四番（瀬古清志）審議することは本会議で審議することが民主的である。一議 長（田村利一）協議会とするか、本会議とするか決定してゐないか休憩もして再度審議いたします。

休憩 十五分間

一議 長（田村利一）再開いたします。

一才四番（瀬古清志）私は子供と学校に預けている父母の立場として、今のような状態ではどうしても勤務評定は必要と考える。又昭和に努める一勤務

者で先日の勤評研究会の席で「我々労働者も勤務評定を実施されて
いるのであって賃金の値上についても一率に上るのでは不快であつて、やはり
勤務の状況や能力により当然差のあるべきものであり、勤務評定の実施
には賛成である」と云つてゐる。国の法律として実施される以上これに反対す
ることはおかしな事である。是非実施賛成の決議に決まとうれしい。

一オニ三番（大久保一郎）私は労働組合の役員とやつておりますが、そのような見
地から云つてゐるのではない。議員として議会の議決をする以上慎重
に検討をした上に立つて誤りのないよう決定すべきでありますの
で本日議決をする必要はないと考えます。

一オニ三番（並木 芳）先日の総務委員会の当日も審議事項終了後に田村議
員より提案され議会として態度を決定した方がよいと云われ、オニ三
番議員より唯今と同様の意見が述べられた。私も本件について賛成署名を
してありますがこのことは研究してもやはり賛成が、反対か云うことは難し
い問題ではないかと考えます。

一オニ二番（山下幸三）学識経験のある教育長等の意見を聞いて決定したいと思
考します。なので協議会に切換えて審議をしたいと思ひます。

一議 長（田村利一）協議会に切かえることに異議ありませんか。

一オニ四番（瀬古清彦）町長、教育長の意見と聞かず協議会に切かえるのは不賛成で
ある。

一オニ三番（大久保一郎）先日の総務委員会の結果、学識経験者の意見を聞くこと
になつてゐるがその後どうなつてゐるか、助役の意見を伺う。

一助 役（川窪金吉）公平な考案の人を講師として説明を受け研究するよ
う教育長と相談しておりますがまだ適当な人がみつかりません。

一町 長（秋山誠一）勤評の実施については各教育委員会が準備を進め実施の
段階に進んでおりますが、町長としては所管が覆りますので教育委員会
で実施すべきと考えます。

勤務評定が何故今まで実施されなかつたかについては昭和二十七年教育委員会
法の改正により教職員の任命権が市町村教育委員会に移り、更に昭和三十
二年の改正によつて都府県教育委員会に移つたので実施がのび／＼となつたため
と考えられる。勤評が実施されることについては多勢の教職員について人選を

するような場合にも難しので実施は必要である。

一教育長（橋本兵五郎）橋本町教育委員会としては既に勤務評定実施を決定してあります。

この勤務評定は最初に全国試案が作られ、これにもとづいて東京都試案が本都は直接関係のある校長と再三研究会を開き更に父兄の代表、教育長、教職員代表と三者会談を行って意見の交換も実施してきた。その結果今回の試案となったのである。そしてこれは四月に発布され現在実施しつつあり九月一日に実際に施行されるものであります。

勤務評定の実施に關しては、地才公務員法才四〇条或は教育委員会法才四〇条に実施しなくてはならないものとされており、今までどうして行なわれなかったかについては任命権者が市町村教育委員会或は都の教育委員会と変わったので実施が遅れているのであって、現実には各校長共それ／＼今までに勤務評定は実施しているものであります。

一才三三番（大久保一郎）勤務の実施が法で決のりれ当然実施しなくてはならないとするならば取って議会で議決する必要はないと考えます。

一才九番（石川信秋）勤務評定が法によつて行なわれるものでありますから議会の賛成の決議さしなくてはならないと考えます。

一才三三番（大久保一郎）反対が賛成の意を表示するには、町民或は先生等の意見も聞いてから決定すべきものである。

一才九番（石川信秋）は法にありて法は人民を擁護するため設けられているのであってこの問題についても当然先生の立場の有利にでき得るものと考えられます。法治国である以上法は守られなければなりません。本件については裁決されるよう願っています。

一才三番（武蔵美知）東京都の場合勤務評の実施は法が改正されると云うことであるが任命権者が変わったために延びていたと云うことで前から実施されていたものが表面にでてきたと云うことでもあります。

一才三番として子供と預けてありますので勤務について争うことにすべき両者に要望書を出して遺憾の意を申入れてあります。

この問題について任命権者の意見もきいたが実施についても何とか詰合つてやるべきだと云っている。又法に定められてあることであるからそれに基いて実施されるべき。

一オニ三番（大久保一郎）P.T.Aも慎重に検討をしておること、思いますか。野議会としても本議会で決定をせず、慎重を期すことがよい。

教育委員会としては、議会が賛成決議を行うことについて、その方がよいと考えるかどうか、見解を伺う。

一教育長へ橋本兵五郎）出来る限り広範圍に入社会的にも一敏町民の代表としての職
会が決定されることは非常によいと考へる。

一オニ番（大久保一郎）議会のそのような決定をした場合に混乱は起らないか
 そうなつても、決定すべきか或は更に研究して決定するものと云ふか。

一教育者（橋本吾五郎）議員各位が理解されて決定されることかよい。先生方の混
乱は無いと思う。

一オニニ番（大久保一印）決裁としなくても先生方が解つてくれるならそれでよいのではなからいか。

一才入番（西村光人）私は賛成であります。賛成、反対に於いて裁決願ひたい。

一才二三番（大久保一郎）議事進行上裁決願いたい。

尚議事運営上提案前に多数の署名をとると云うことは今後の運営にも支障を来すことのあると思つて考慮せられたい。

一才四番（瀧古清臺）原案に於いて次のように字句の訂正を行います

才一行中制定^レを^レ実施^スに

才二行中
に關する規則の實施を削除する

一才三番（大久保一郎）感情的に議事の審議はよくないと考えます。又才四番議員より組合関係だとか労組云々と云ふことと云われるが町議会の現状ではそのようたよことはあらず！と云ふべきでないと考えます！。

一議 長（田村利一）本決議については大多数の賛成がありますので唯今や四番議員の訂正されたよう決議することに異議ありませんか。

要議存上

一議 長（田村利一）異議ないので本決議は原案通り決定いたします。

休憩いたします。

休 憊 十分間

長(西村利一)再南にします。